

# ○ 夷隅環境衛生組合格約

昭和39年2月18日

組合格約第1号

## 第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、夷隅環境衛生組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 この組合は、いすみ市、大多喜町及び御宿町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 この組合は、次の事務を共同で処理する。

- (1) し尿収集及び処理に関する事業
- (2) 浄化槽の清掃及び点検に関する事業
- (3) 前2号に関する一切の事務

(組合事務所の位置)

第4条 この組合の事務所は、いすみ市万木5番地に置く。

## 第2章 組合の議会の組織及び議員の選挙

(議会の組織及び議員の選挙)

第5条 組合の議会議員（以下「組合議員」という。）の定数は8人とする。

2 組合議員は、いすみ市にあっては長及び議会の議長並びに当該市の議会においてその議員のうちから選挙された者2人をもってこれにあて、大多喜町及び御宿町にあっては長及び議会の議長をもってこれにあてる。

3 第8条第1項の規定により関係市町の長が管理者又は副管理者の職に選任された場合には、長にかえて当該関係市町の議会においてその議員のうちから選挙された者をもってこれにあてる。

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、それぞれの関係市町の長又は議会の議員の任期とする。

2 組合議員は、関係市町の長又は議会の議長若しくは議員の職を失ったときはその資格を失う。

3 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する関係市町において、速やかに補欠議員の選挙を行わなければならない。

## 第3章 組合の執行機関の組織及び選任の方法

(執行機関の組織)

第7条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。

2 前項に定める者を除くほか、組合に職員を置き、定数は条例でこれを定める。

(執行機関の選任及び任期)

第8条 管理者及び副管理者は、関係市町の長の中から組合の議会において選挙する。

2 会計管理者は、管理者が関係市町の会計管理者のうちから命ずる。

3 管理者及び副管理者の任期は、それぞれ関係市町の長の任期による。

4 管理者及び副管理者が関係市町の長の職を失ったときは、それぞれの職を失う。

5 前条第2項の職員は、管理者が任免する。

(監査委員)

第9条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから各一人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員の任期による。

ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

#### 第4章 組合の経費の支弁方法

(経費の支弁方法)

第10条 この組合の経費は、し尿収集手数料、浄化槽清掃手数料、浄化槽点検管理手数料、浄化槽汚泥投入手数料、余剰汚泥引拔手数料、及び寄付金その他の収入をもってこれにあて、なお不足を生じたときは関係市町に分賦する。

2 前項の分賦率は、次の表のとおりとする。

区 分	割 合
市 町 割	100分の30 (いすみ市5分の3) (大多喜町5分の1) (御宿町5分の1)
収 集 件 数 割	100分の35
浄化槽設置件数割	100分の35

#### 第5章 雑則

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合議会の議決を経て管理者がこれを定める。

##### 附 則

この規約は、千葉県知事の許可のあった日(昭和57年12月1日)から施行する。ただし、第10条第2項については昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年2月7日千葉県地指令第15号)

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年12月2日千葉縣市指令第30号)

この規約は、平成17年12月5日から施行する。

附 則 (平成19年1月18日千葉縣市指令第33号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。